

## 第14 山地災害危険地区

### 山腹崩壊危険地区

地域名	番号	図面番号	地区名	大字(字)	備考
生田原	1	山1	A地区1-5	生田原清里	
生田原	2	山2	B地区1-4	生田原清里	
遠軽	1	山1	社名淵1-4	千代田	
遠軽	2	山2	西町1-4	西町・丸大	
遠軽	3	山3	清川地区	清川	
遠軽	4	山4	ロックバレー	野上	
丸瀬布	1	山1	丸瀬布原野1-7	丸瀬布天神町	
丸瀬布	2	山2	金山1-3	丸瀬布東町	
白滝	1	山1	支湧別5線	白滝支湧別	
白滝	2	山2	富樫の沢	天狗平	
白滝	3	山3	上支湧別9線	白滝上支湧別	

### 地すべり危険地区

地域名	番号	図面番号	地区名	大字(字)	備考
生田原	1	地1	北光学園裏	生田原	旧施設

### 崩壊土砂流出危険地区

地域名	番号	図面番号	地区名	大字(字)	備考
生田原	1	崩1	伊吹沢	生田原伊吹	
生田原	2	崩2	パンケベツカシマナイ川	生田原豊原	
生田原	3	崩3	豊原川	生田原豊原	
生田原	4	崩4	用水路の沢	生田原安国	
生田原	5	崩5	清里沢1	生田原清里	
生田原	6	崩6	清里沢2	生田原清里	
生田原	7	崩7	清里沢3	生田原清里	
生田原	8	崩8	清里沢4	生田原清里	
遠軽	1	崩1	見晴の沢	見晴	
遠軽	2	崩2	弥生の沢	弥生	
遠軽	3	崩3	自衛隊の沢	向遠軽	
遠軽	4	崩4	野上の沢1	野上	
遠軽	5	崩5	野上の沢2	野上	
遠軽	6	崩6	瀬戸瀬川支流	瀬戸瀬東町	
遠軽	7	崩7	湯の里沢	湯の里	

地域名	番号	図面番号	地区名	大字(字)	備考
遠軽	8	崩8	西町沢	瀬戸瀬西町	
丸瀬布	1	崩1	金山沢	丸瀬布金山	
丸瀬布	2	崩2	岩の沢1	丸瀬布天神町	
丸瀬布	3	崩3	岩の沢2	丸瀬布上丸	
丸瀬布	4	崩4	岩の沢3	丸瀬布上丸	
丸瀬布	5	崩5	岩の沢4	丸瀬布上丸	
丸瀬布	6	崩6	神社の沢	丸瀬布上丸	
丸瀬布	7	崩7	川向沢1	丸瀬布南丸	
丸瀬布	8	崩8	川向沢2	丸瀬布南丸	
丸瀬布	9	崩9	上武利	丸瀬布上武利	
丸瀬布	10	崩10	五間峡の沢	丸瀬布武利	
丸瀬布	11	崩11	五十嵐の沢	丸瀬布上武利	
白滝	1	崩1	支湧別の沢1	白滝支湧別	
白滝	2	崩2	支湧別の沢2	白滝支湧別	
白滝	3	崩3	菊地の沢	白滝上支湧別	
白滝	4	崩4	7線沢	白滝支湧別	
白滝	5	崩5	山本の沢	白滝	
白滝	6	崩6	新生橋の沢	白滝支湧別	
白滝	7	崩7	富樫の沢	奥白滝	
白滝	8	崩8	五の沢	白滝天狗平	

※ 平成24年4月1日現在

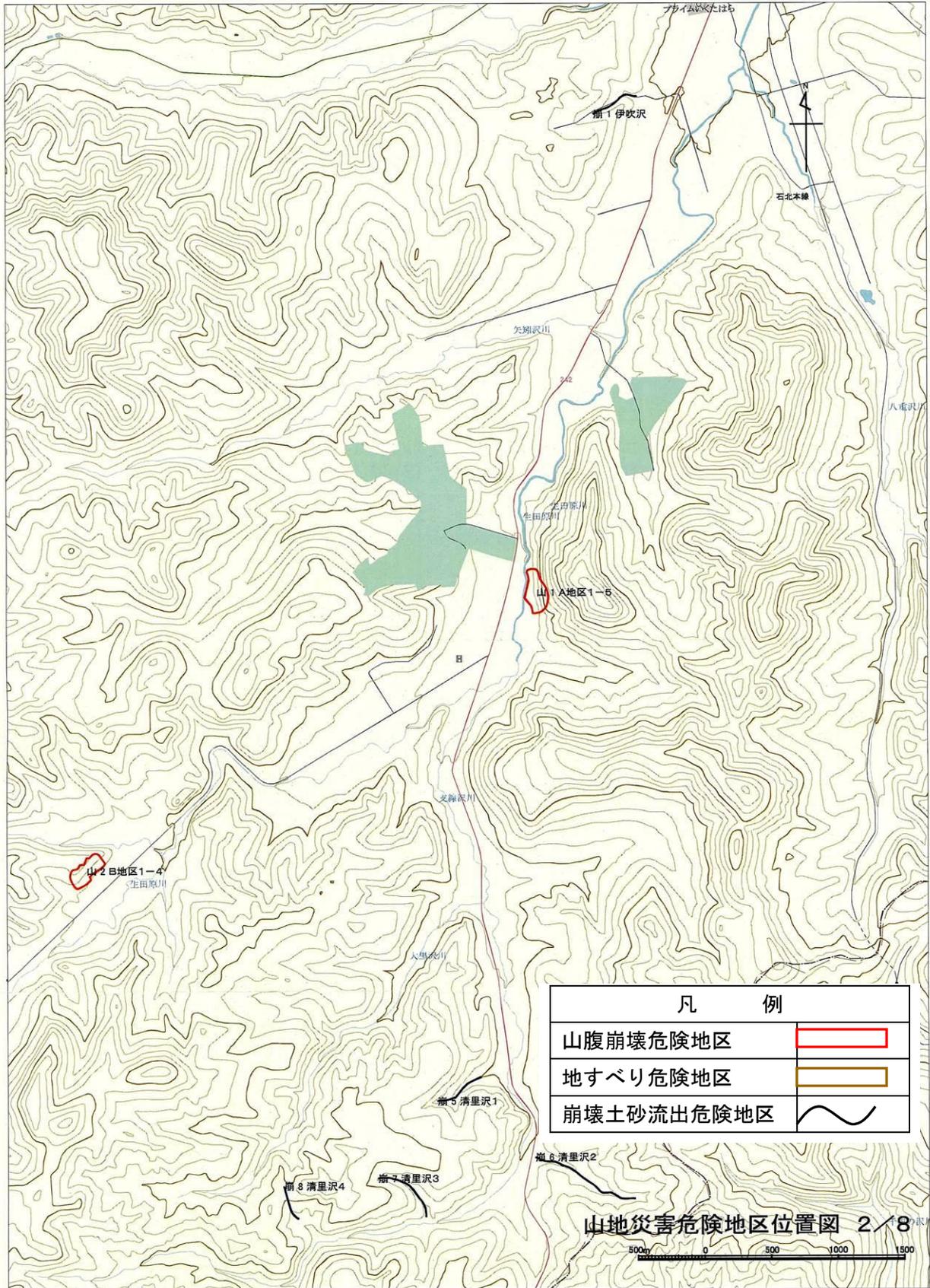
(網走支庁産業振興部林務課治山係及び町経済部農政林務課調査資料)

※ 山地災害危険地区

国の山地災害危険地区調査要領(H7 林野庁長官通達)に基づき、山地災害が発生した場合、官公署・学校・病院・道路等の公共施設や人家・旅館等の人命に関わる施設に直接影響を与えると想定され、地形地質等が一定の基準以上の地区



第14 山地災害危険地区1 (生田原地域1)

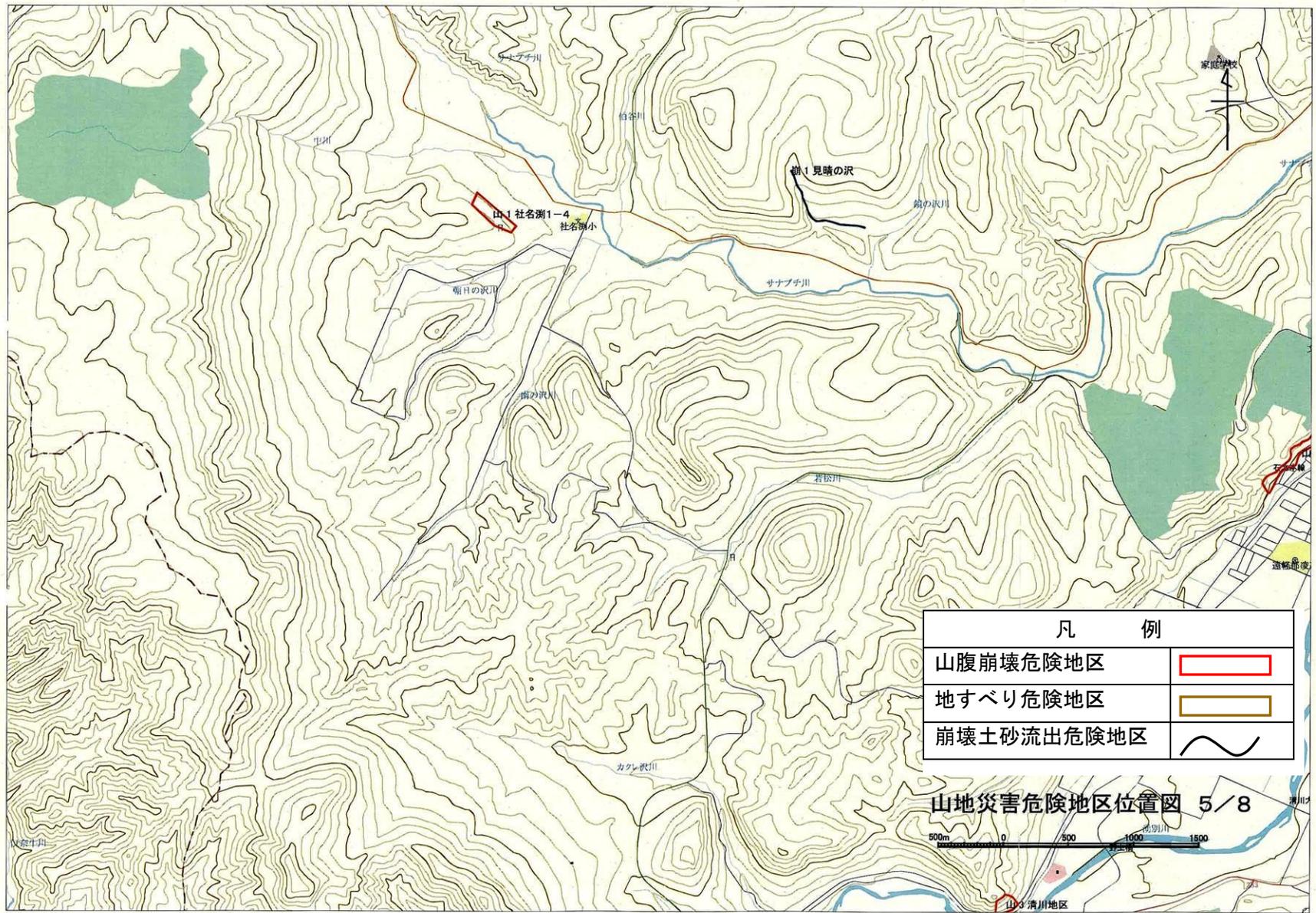




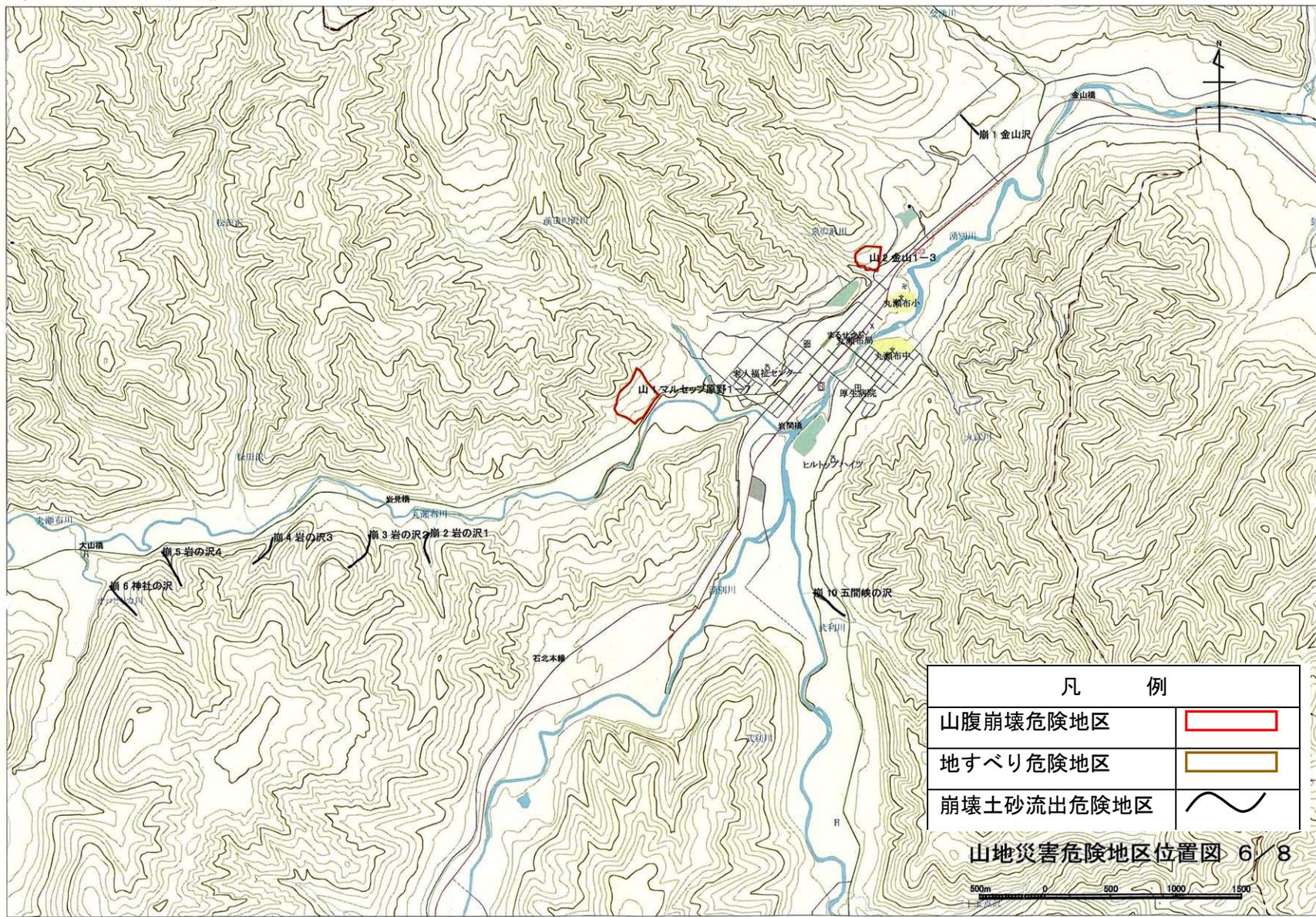
第14 山地災害危険地区図4（遠軽地域2）



第14 山地災害危険地区図5 (遠軽地域3)



第14 山地災害危険地区図6（丸瀬布地域1）







## 第 15 防災資機材保有状況

### 1 町保有資機材等

備蓄場所 遠軽町 1 条通北 3 丁目 遠軽町役場本庁舎 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ 4kw	2 台	排水ポンプ	1 台
水中ポンプ 22KW	6 台		
土のう袋 480mm×620mm	700 枚		
飲料水容器 (ポリタンク) 10L	585 個		
大型土のう袋 1100mm×1060mm	40 枚		
発電機 60kva	1 台		
発電機 90kva	1 台		
発電機 100kva	1 台		

備蓄場所 遠軽町生田原 3 3 9 番地 1 遠軽町役場生田原総合支所

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ口径 75mm	1 台		
水中ポンプ口径 50mm	3 台		
水中ポンプ口径 50mm (排泥用)	1 台		
水中ポンプ口径 30mm (排泥用)	1 台		
水中ポンプ口径 20mm (排泥用)	1 台		
袋型根固工材	360 個		
土のう袋 480mm×620mm	850 枚		
飲料水容器 (ポリタンク) 20L	30 個		

備蓄場所 遠軽町丸瀬布中町 1 1 5 番地 2 遠軽町役場丸瀬布総合支所

品名	数量	品名	数量
水中ポンプ 22KW	2 台		
大型土のう袋 1100mm×1060mm	40 枚		
発電機 3kva～4kva 未満	1 台		
発電機 60kva 以上	2 台		
飲料水容器 (ポリタンク) 20L	15 個		
ヘルメット	39 個		

備蓄場所 遠軽町白滝 1 3 8 番地 1 遠軽町役場白滝総合支所

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ 4kw	1 台		
水中ポンプ 22KW	2 台		
土のう袋 480mm×620mm	20 枚		
大型土のう袋 1100mm×1060mm	40 枚		
飲料水容器 (ポリタンク) 20L	100 個		
飲料水容器 (給水タンク) 2t	1 台		
飲料水容器 (給水タンク) 500L	2 台		

## 2 食料品等

### (1) 非常食備蓄場所

(平成31年4月1日現在)

施設名 (住所)	五目ご飯	田舎ご飯	ドライカレー
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	50	50	50
生田原総合支所 (生田原339番地1)	50	50	50
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	50	50	50
白滝総合支所 (白滝138番地1)	50	50	50
合計	200	200	200

### (2) 災害用毛布等備蓄場所

(平成31年4月1日現在)

施設名 (住所)	毛布	ふとん	カーペット	備考 (毛布)
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)				132
旧遠軽小学校 (遠軽町西町2丁目)	300	120	160	100
保健福祉総合センターげんき21 (遠軽町1条通北1丁目)				34
生田原総合支所 (生田原339番地1)	150	60	50	44
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	140	60	80	50
白滝総合支所(国際交流センター) (白滝138番地1)	180	40	80	40
合計	770	60	200	400

※ 備考：日赤備品(毛布)

## (3) 暖房器具備蓄場所

(平成31年4月1日現在)

施設名 (住所)	薪 ストーブ	石油 ストーブ	カセットストーブ	
			ハイパワー	ポータブル
旧遠軽小学校 (遠軽町西町2丁目)	17	2		
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	0	3	6	
生田原総合支所 (生田原339番地1)	10	4	3	2
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	14	3	3	2
白滝総合支所(国際交流センター) (白滝138番地1)	5	4	3	2
合計	46	16	15	6

## (4) 災害時要援護者用品備蓄場所

(平成31年4月1日現在)

施設名 (住所)	品名	数量
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	哺乳瓶	5本
	ミネラルウォーター(1.5l)	192本
	粉ミルク	220食
保健福祉総合センターげんき21 (遠軽町1条通北1丁目)	ミネラルウォーター(1.5l)	128本
生田原総合支所 (生田原339番地1)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	80本
	粉ミルク	60食
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	72本
	粉ミルク	60食
白滝国際交流センター (白滝138番地1)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	60本
	粉ミルク	60食
合計	哺乳瓶	10本
	ミネラルウォーター(1.5l)	200本
	粉ミルク	400食

### 3 遠軽町水道事業管理者保有上下水道資機材

#### (1) 給水資機材

(平成25年4月1日現在)

品名	数量	保管場所	摘要
給水タンク	4台	清川浄水場	1m <sup>3</sup> 2台、2m <sup>3</sup> 2台
	2台	白滝浄水場	0.5m <sup>3</sup>
	1台	白滝総合支所土木車庫	2m <sup>3</sup>
ポリタンク	100個	元警察署倉庫	10ℓ
	400個	遠軽水防備蓄倉庫	10ℓ300個、20ℓ100個
	15個	生田原総合支所重機車庫	20ℓ
	100個	白滝総合支所土木車庫	20ℓ
水中ポンプ	3台	生田原総合支所重機車庫	口径50mm
	1台	生田原浄水場	口径50mm
	1台	安国浄水場	口径50mm
	3台	生田原総合支所重機車庫	口径50mm、30mm、20mm (排泥用)
	3台	丸瀬布浄水場	
	2台	白滝浄水場	
エンジンポンプ	1台	生田原総合支所重機車庫	口径75mm
	1台	白滝浄水場	
発電機	3台	生田原総合支所重機車庫	2.8VA
	1台	丸瀬布浄水場	100V用
	1台	白滝浄水場	11A

#### (2) 下水道仮設資機材

(平成25年4月1日現在)

品名	数量	保管場所	摘要
水中ポンプ	5台	遠軽下水処理センター	11KW～2台 3.7KW～3台
	1台	丸瀬布せせらぎセンター	0.75KW、口径50mm
エンジンポンプ	6台	遠軽下水処理センター	15PS
	2台	遠軽ポンプ場	15PS
発電機	1台	下水処理センター	75KVA 200V-217A
	1台	南町ポンプ場	80KVA 200V-231A
	1台	対遠橋ポンプ所	13.3KVA 200V-38.4A
	1台	丸瀬布せせらぎセンター	7.5KVA 200V-18.8A
	1台	白滝浄化センター	2.6KVA 12Y-12A

4 車輛保有状況

(平成25年4月1日現在)

種 別	遠 軽		生田原		丸瀬布		白 滝		備 考
	台 数	乗車定員							
普通乗用車	15	5人	5	5人	5	5人	5	5人	
			1	4人					
軽乗用車	5	4人	3	4人					
ワゴン車	4	7人	2	8人	1	7人	1	8人	
	2	8人			3	8人			
	1	10人					1	10人	
バス	1	25人	1	37人			1	26人	
	1	42人			1	42人			
	1	52人							
	1	55人							
トラック			1	6人			1	3人	1.25 t
	1	3人			1	3人			2 t
	1	2人	1	3人			1	3人	4 t
	3	3人	1	3人			1	3人	4 t ~10t
トラック(クレーン付)	1	3人							
ライトバン	8	5人	3	5人	4	5人	6	5人	
ライトバン					2	4人			
軽ライトバン	2	4人			1	2人			
軽トラック	3	2人					2	2人	
冷蔵冷凍車			1	3人					
フロン回収車	1	5人							
道路パトロール車	1	5人			1	5人	1	5人	黄色灯付
公共応急作業車	5	5人							黄色灯付
合 計	57	429人	19	124人	19	136人	20	117人	

(注) 1 ライトバン、軽ライトバンの乗車定員は、荷物のない場合の定員であり、荷物を積み込んだ場合の乗車定員は、それぞれ2名である。

5 特殊大型車輛保有状況 (単位：台)

(平成25年4月1日現在)

機械等の名称	遠 軽		生田原		丸瀬布		白 滝		備 考
	町 有	委 託	町 有	委 託	町 有	委 託	町 有	委 託	
ブルドーザー	2		1						
グレーダー	1		1						
ローダーショベル	5		1		1		2		
油圧ショベル	2								
ダンプトラック	4		2		1		2		
クレーン									
トラクター	2		2						
ロータリー除雪車	2						1		
合 計									

(注) 1 町有車両について、括弧書きは現在除雪用機械として使用している内数である。

2 委託欄は、委託による除雪機械の数である。

## 第 16 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の被害が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。  
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 3 のとおりとする。

別表 1

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時現在	発受信日時	
月 日 時 分			月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局または振興局・市町村名等)			受信機関 (総合振興局または振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)			
(2)災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時)			
(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
その他(住民等)		名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

別表2

## 被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月	日	時	分	災害の原因		月	日	時	現在	
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時		月	日	時		分	受信日時		月	日	時
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人			※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人							海岸	箇所		
	重傷	人							砂防設備	箇所		
	軽傷	人							地すべり	箇所		
計	人			急傾斜地	箇所							
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所						
		世帯			橋梁	箇所						
		人			小計	箇所						
	半壊	棟			市町村工事	河川		箇所				
		世帯				道路		箇所				
		人				橋梁		箇所				
	一部破損	棟			小計	箇所						
		世帯			港湾	箇所						
		人			漁港	箇所						
	床上浸水	棟			下水道	箇所						
		世帯			公園	箇所						
		人			崖くずれ	箇所						
床下浸水	棟			計	箇所							
	世帯			⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻					
	人				破損	隻						
棟			計		隻							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟			漁港施設	箇所					
		その他	棟			共同利用施設	箇所					
	半壊	公共建物	棟			その他施設	箇所					
		その他	棟			漁具(網)	件					
計	公共建物	棟			水産製品	件						
	その他	棟			その他	件						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		
			浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha					林地	箇所		
			浸冠水	ha					林道	箇所		
	農作物	田	ha			林産物			箇所			
		畑	ha			その他			箇所			
	農業用施設			箇所			小計	箇所				
				箇所			一般民有林	林地	箇所			
				箇所				治山施設	箇所			
				箇所				林道	箇所			
				箇所				林産物	箇所			
				箇所				その他	箇所			
		箇所			小計	箇所						
計						計	箇所					

項 目			件数等	被害金額(千)	項 目			件数等	被害金額(千)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会 福祉施設 等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		—
火 葬 場	計	箇所		鉄道施設		箇所			
		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸			—
	そ の 他	件		電 話		回線			—
計		件		電 気		戸			—
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸			—	
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			—	
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計			—		
計		箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
罹災世帯数			世帯			発生	危 険 物	件	
罹災者数			人		そ の 他		件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul>									

別表3

## 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院・通院・自宅療養)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院・通院・自宅療養)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活の一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	